

現代版古典の 伝承と受容

早島 理

長崎大学教育学部 教授

インド仏教学を研究する者にとって、「古典」とはブツダの教えをまとめた聖典（アーガマ）と受け止めることができよう。それはもともと、教義を中心とする「経」と出家集団の規則に関する「律」とからなるが、哲学文献である「論」とあわせて「三蔵」と称せられる（ちなみに「三蔵法師」とはこの三蔵すべてに通暁した高僧に対する敬称である）。したがって三蔵こそが仏教学にとっての「古典」であり、三蔵を、後代の注釈文献などとともに伝えるのが所謂「大蔵経」である。

サンスクリット原典の多くが遺憾ながら散逸した現在、大蔵経として継承されている主なものに、パーリ語大蔵経、チベット訳大蔵経、それに漢訳大蔵経などがある。このうち漢訳大蔵経については、古来あまたの出版がなされているが、高楠順次郎・渡邊海旭都監『大正新脩大蔵経』がcritical editionとして承認されていることに異論はないであろう。

古典の伝承と受容の新たな形態として、この『大正新脩大蔵経』をテキストデータベースとして作成・公開する試みがなされてきている。CD版のみならず、特にインターネットの普及にともない、ホームページ（HP）を通じてのテキストデータベース『大正新脩大蔵経』の公開は、

現代版古典の伝承と受容、と位置づけることができよう。筆者もそのメンバーであるが、瑜伽行思想研究会による第30巻 No.1579玄奘訳「阿毘達磨大毘婆沙論」200巻・第30巻 No.1579、玄奘訳「瑜伽師地論」100巻の公開(<http://www.edu.nagasaki-u.ac.jp/private/yugagyao/>)もその一例である。しかし漢訳テキストデータベースについては、大蔵経テキストデータベース研究会（SAT）による『大正新脩大蔵経』全巻（テキスト編1 85巻）の公開事業（<http://www.l.u-tokyo.ac.jp/~sat/>）を先ず掲げるべきであろう。これは本調整班の代表者でもあった故江島恵教博士の指導のもとに取り組みがなされ、現在は下田正弘博士を代表委員として継続されている、世界に誇るべき大事業である。

この大蔵経テキストデータベースが「現代版古典の伝承と受容」として広く容認されるためには、データとしての正確さは言わずもがな、誰でも何時でも何処でも、手軽に経費を気にせずに利用できることが必要であろう。HPによるこのデータベースの無料公開はこのような諸条件をクリアしていると云うことができよう。しかしこのデータベース公開事業が同時に種々の問題を抱えていることも事実である。以下いくつかの問題点とそれを解決するためにとられたSAT（および瑜伽行思想研究会）の試みをいくつか報告しよう。

① データ公開に際して先ず問題となるのは著作権である。『大正新脩大蔵経』は本来の版とは別に普及版などがあり、著作権もやや複雑である。幸いに、SAT（および瑜伽行思想研究会）は、営利を目的とせず、純粋に学術的に利用する条件で、版元である大蔵出版株式会社とHPでの公開についての「覚え書き」を交わし、円満にこの問題をクリアすることができた。

② 次は『大正新脩大蔵経』(テキスト編1-85巻)データベース化の資金問題である。無料公開のため、使用料などはあり得ない。SATは科学研究費および一般・篤志家からの寄付金によりデータベース化の作業を押し進めている。さらに今春から奈良康明博士を事務局長とする「大蔵経データベース化支援募金会」が設立され、SATへの支援活動が本格的に活動し始めたとのことである。

③ 現代版「古典の伝承と受容」が「誰でも何時でも何処でも」と云うとき、それは世界中での利用を意味する。データベースの国際化である。この目的のため、SATはSHIFT-JIS版とともにBIG 5版で公開している。さらにSATは台湾の中華電子佛典協會(CBETA,台湾の様々な仏典入力プロジェクトを統合した組織)と技術面・入力作業その他の幅広い分野において全面的な協力関係を結び、相互に協力しながらデータベース化を推進している。また香港・韓国との国際協力関係も結びつつある。

④ 漢字データベース化で技術上クリアすべき問題は非JIS漢字処理である。JISコードを含むユニコードで約2万字ほどしか収録していない。約5万字を収録する諸橋『大漢和辞典』をもっても大蔵経で使用される漢字はフォローできないのである。この問題をめぐり「トロン文字センター」など様々な試みがなされているが、SATは「今昔文字鏡(<http://www.mojikyo.gr.jp/>)システムを採用している。「文字鏡」は約9万字を収録した最強の文字データベースであり、フリーソフトで入手・使用が便利だけでなく、新たな文字を絶えず登録する、開放されたデータベースである。

このように、SATは様々な問題を解決しつつ、現代版「古典の伝承と受容」のシステムを構築しつつあると云う

ことができよう。

インド大乘仏教瑜伽行学派における聖典(アーガマ)継承の研究

「古典の伝承と受容」を「聖典(アーガマ)の継承」として受け止め、如上のデータベースに基づき、インド大乘仏教瑜伽行学派における聖典継承について概略的に触れてみたい。

インド仏教の各学派は、数多くの聖典(アーガマ)のなかから、自学派の教義確立のために必要不可欠なものを取捨選択し、それらをその学派にとっての聖典として継承する。瑜伽行学派の聖典継承は次のように要約されよう。

① この学派は四部四阿含のうち、雑阿含経典を重視して継承した。

② 阿含経典とともに、般若経典などの大乘経典が聖典(教証)として多々引用されるが、特に自学派の権輿として『解深密経』、『阿毘達磨大乘経』が重んじられる。

③ 大乘経典編纂の終結と平行して自学派の根本論書をも準「聖典」として扱うようになる。これは、根本論書それ自体を聖典化するのではなく、根本論書の背後に何らかの聖典があり、その聖典がその論書を通じて反映されている、と考えるからである。

瑜伽行学派にとって『瑜伽師地論』は、論書でありながら、後の諸論書、たとえば『顕揚聖教論』、にとっては、準「聖典」として扱われる。『瑜伽師地論』の背後にある個々の「聖典」の存在を当時の人々は当然のこのように承知していたからである。

具体的なテーマのもとにこの聖典継承を図式的に提示すれば次頁のとおりである。

[1] 「世俗・勝義の二諦により仏法が衆生に説かれる」

「般若經典から中論・顯揚論へ」

大品系般若經 (A.D. 100-300?)

śāradvatī bu, de la byang chub sems dpa' sems dpa' chen po 'di lta ste /
kun rdzob kyi bden pa dang / don dam pa'i bden pa dang / bden pa gnyis la
gnas nas sems can mams la chos ston kyang śāradvatību,

(Pañcaviṃśatisāhasrikā-prajñāpāramitā P版186a4-5)

大般若波羅蜜多經 (玄奘訳, 大正6, 卷392, 1026c; 大正7, 卷475, 405a)

放光般若經 (無羅叉訳, 大正8, 卷19, 133c)

『中論』XXIV-8

(龍樹A.D.150-250)

dve satye samupāśrītya
buddhānām dharmadeśanā/
lokasaṃvṛtisatyam ca
satyam ca paramāthataḥ //

『顯揚論』「摂淨義品第二」(II-3) (無著 A.D.395-470/310-390)

今此論中顯薄伽梵所說何法。頌曰。

諸佛說妙法 正依於二諦

一者名世俗 二者名勝義

[2] 「盡所有性 yāvad-bhāvikatā・如所有性 yathāvad-bhāvikatā

「解深密經から瑜伽論, さらに顯揚論へ」

Samdhirnirmocana Sūtra (解深密經) vol. 3, 699c700a = SNS viii-20 1, 2 (A. D. 300?)

彼諸菩薩由十種相了知於義。一者知盡所有性, 二者知如所有性, 三者知能取義, 四者知所取義, 五者知建立義, 六者知受用義, 七者知顛倒義, 八者知無倒義, 九者知雜染義, 十者知清淨義。

1) 善男子。盡所有性者, 謂諸雜染清淨法中, 所有一切品別邊際。是名此中盡所有性。如五數蘊, 六數內處, 六數外處, 如是一切。

2) 如所有性者, 謂即一切染淨法中所有真如。是名此中如所有性。此復七種。一者流轉真如, 謂一切行無先後性。二者相真如, 謂一切法補特伽羅無我性及法無我性。三者了別真如, 謂一切行唯是識性。四者安立真如, 謂我所說諸苦聖諦。五者邪行真如, 謂我所說諸集聖諦。六者清淨真如, 謂我所說諸滅聖諦。七者正行真如, 謂我所說諸道聖諦。

當知, 此中, 由①流轉真如・④安立真如・⑤邪行真如故, 一切有情平等平等。由②相真如・③了別真如故, 一切諸法平等平等。由⑥清淨真如故, 一切聲聞菩提・獨覺菩提, 阿耨多羅三藐三菩提平等平等。由⑦正行真如故, 聽聞正法緣總境界勝奢摩他毘鉢舍那所攝受慧平等平等。

II

『瑜伽論』攝決擇分 vol. 77, 725bc (300-350?)

彼諸菩薩由十種相了知於義。一者知盡所有性, 二者知如所有性, 三者知能取義, 四者知所取義, 五者知建立義, 六者知受用義, 七者知顛倒義, 八者知無倒義, 九者知雜染義, 十者知清淨義。

1) 善男子。盡所有性者, 謂諸雜染清淨法中, 所有一切品別邊際。是名此中盡所有性。如五數蘊, 六數內處, 六數外處, 如是一切。

2) 如所有性者, 謂即一切染淨法中所有真如。是名此中如所有性。此復七種。一者流轉真如, 謂一切行無先後性。二者相真如, 謂一切法補特伽羅無我性及法無我性。三者了別真如, 謂一切行唯是識性。四者安立真如, 謂我所說諸苦聖諦。五者邪行真如, 謂我所說諸集聖諦。六者清淨真如, 謂我所說諸滅聖諦。七者正行真如, 謂我所說諸道聖諦。

當知, 此中, 由①流轉真如・④安立真如・⑤邪行真如故, 一切有情平等平等。由②相真如・③了別真如故, 一切諸法平等平等。由⑥清淨真如故, 一切聲聞菩提・獨覺菩提阿, 耨多羅三藐三菩提平等平等。由⑦正行真如故, 聽聞正法緣總境界勝奢摩他毘鉢舍那所攝受慧平等平等。

『顯揚論』「摂淨義品」 vol. 5, 502b (A. D. 395-470/310-390)

十種義者，一盡所知義・二如所知義・三能取義・四所取義・五所依住義・六所受用義・七顛倒義・八不顛倒義・九雜染義・十清淨義。

- 1) 此中，盡所知義者，謂於雜染清淨法中，窮一切種差別邊際。是名盡所知義如。五數蘊・六數內處，如是等。
- 2) 如所知義者，即於雜染清淨法中真如實性。是名如所知義。此復七種，謂流轉真如乃至正行真如。

[3] 盡所有性・如所有性 三性説

「瑜伽論から同攝決擇分，顯揚論へ」

『瑜伽論』本地分「真實義品」(盡所有性・如所有性)

tattvārthaḥ katamaḥ / samāsato dvi-vidhaḥ / yathāvadbhāvikatām ca dharmāṇām ārabhya yā bhūatā yāvadbhāikatām c'ārābhya yā dharmāṇām sarvatā/ iti bhūatā sarvatā ca dharmāṇām samastas tattvārtho veditavyaḥ / (荻原本p. 37)

同攝決擇分「菩薩地 真實義攝決擇」(五事決擇・三自性決擇)

復次，若欲了知真實義者，當先了知略有五事。毘陀南曰。

總學，別分別 有實世俗事 若生若異等 相行等色等

云何五事。一相二名三分別四真如五正智。…… (vol. 72, 695c-696a; P. 302b1-2)

…… (中略) ……

如是於真實義分中已說事決擇，若欲了知真實義者，於三自性復應修觀。毘陀南曰。

總學，別分別，緣，差別，依止，亦微細執著，如名等執性 (vol. 73, 703a; P. 19b6-8)

『顯揚論』「摂淨義品第二」(三性説) (vol. 6, 508a-c)

復次，頌曰。

三自體成立 差別業隱密

方便攝別異 是各有多種 (II-7)

論曰。彼三種自體，成立・差別・業・用・隱密・方便・攝・別異，應知各有多種。(508a, 以下略)

「菩薩地 真實義攝決擇・『顯揚論』「摂淨義品」の対応

『瑜伽論』攝決擇分	『顯揚論』「摂淨義品第二」
(嚧陀南 - 1) (2) 別分別	三自體
三自性決擇全般	(1) 成立 = 如成無性品中當廣説
(嚧陀南 - 2) (8) 差別	(2) 差別
(嚧陀南 - 3) (2) 作業	(3) 業
(嚧陀南 - 2) (4) 密意等	(4) 隱密
	(5) 方便
(嚧陀南 - 2) (1) 攝	(6) 攝
(嚧陀南 - 2) (3) 知等	(7) 別異

この両者の対応関係により，「菩薩地 真實義攝決擇」 「摂淨義品第二」の系譜が理解されよう。

なお詳しくは拙論『『顯揚聖教論』における三性説管見』(『戸崎宏正博士古希記念論文集』九大出版会 2000 所収)を参照されたい。

(B01 「伝承と受容 (世界)」班)

古典和歌における 類似歌発見断章

福田 智子
福岡女学院大学

南里 一郎
純真女子短期大学

竹田 正幸
九州大学

1 去る平成12年3月24日、25日に開催された、公開シンポジウム「文明と古典」は、細分化された専攻の垣根を越えた「古典学の再構築」の一環として、たいへん興味深い講演、研究報告の連続であった。日本文学史を繙く際に、しばしば「漢詩」と並び称される、「和歌」を扱っている我々にとって、「江戸の漢詩と中国古典」と題する石川忠久先生のご講演は、とりわけ印象に残ったもののひとつである。中国において、漢詩の表現を磨き上げるまで、実に二千年を要し、さらにそれを日本人が会得し、自らの個性になるまで熟成させるのに、千年かかったという。このような悠久の時の流れが、いわゆる「古典」として必要不可欠であることを、あらためて感じた。と同時に、江戸時代の漢詩人が、中国漢詩からいかに表現を採り入れているかを探るといふ、文学研究におけるきわめて正統な視点が、ここでも有効に機能していることに、深い感銘を覚えた。というのは、我々はいま、同様の表現分析を、古典和歌を対象にして行っているからである。

2 古典和歌においても、既存の歌の表現を借用して歌作する。いまから千有余年の昔、我が国初の勅撰和歌集『古今和歌集』が編纂されてからは、それが日本人の美意識の基盤となり、以後の歌人たちは、程度の差こそあれ、この『古今集』の影響下に歌を作るようになる。そして中には、ある特定の歌人の歌を集中的に模倣する者も現れる。そういう歌人の場合、誰の歌から表現を採り入れているか検討することは、ひとり表現分析にとどまらず、和歌文学研究における重要な問題を解く鍵となることもある。

その一例として、『為忠集』という私家集（個人歌集）を採り上げてみよう。この集は、当初、大原三寂の父である平安末期の歌人、丹後守為忠（？～1136？）の家集と紹介されていた*1。だが、井上宗雄氏は、

1. 『為忠集』に丹後守為忠の歌が一首もない。
2. 『為忠集』の歌が勅撰集・私撰集に採られていない。
3. 『為忠集』の詞書中の人物の伝がはっきりしない。

といった理由で、『為忠集』を丹後守為忠の集とするのに疑義を唱えた*2。その後、森本元子氏は、『為忠集』所載歌に、『俊成卿女集』の歌をもとに作ったと思しきものが20首ほどまとまって見られることを指摘し、『為忠集』は『俊成卿女集』の成立以後に成った、鎌倉中期頃の歌人の集ではないかと推定した*3。この仮説が発表された当時としては、数ある私家集の中から、これらふたつの集に収載される和歌の類似表現を見出した点、脱帽に値しよう。管見によれば、この説が出てから現在に至るほぼ四半世紀の間、『為忠集』の成立について、新たな見解は提出されていないようである。

このように、森本氏の説は、現在まで、あたかも定説のごとく受け入れられてきた。がしかし、その考察過程には、ひとつの大きな落とし穴がある。すなわち、この推論が、あくまでも俊成卿女研究の一環としてなされたものであるという点である。「為忠」という歌人は、確かに俊成卿女

の歌を念頭に置いた歌作りをしている。では、その一方で、他の歌人の歌を模倣することはなかったのか。仮に為忠が、俊成卿女よりも後の歌人の歌を本歌（もとにした歌）としていたとしたら、彼の活躍時期は、もっと引き下げられなければならないはずである。

3 そこで、『為忠集』269首それぞれに対し、特定の本歌が指摘できるか否かを見極め、網羅的にそれらを収集するという作業が、我々に課せられることになる。これがいかに過酷なものであるかは、『為忠集』と比較すべき古典和歌が、数万首に及ぶことをもって、想像していただきたい。これはもはや、『為忠集』歌の表現を一首ずつ検索していたのでは、埒が明かない。ならば、計算機（コンピュータ）によって、『為忠集』歌と任意の歌集の歌とを一首一首比較し、共通する文字列をもつ歌を自動抽出してみたらどうであろうか。つまり、これまで類似表現を検索するのに用いていた各句索引（一首の和歌を5 7 5 7 7の五句に分割し、句頭の文字から五十音順に配列した索引）の代わりに、計算機を利用するのである。

計算機を用いて、『為忠集』と他の私家集とを網羅的に検索した結果、室町時代の歌人、正徹（1381～1459）の家集『草根集』と類似表現をもつ『為忠集』歌が、10首近くもあることを発見した。その中から、いくつか用例を挙げよう。

(1) 人人よりて十五首歌よみける中に、松むしを
秋もはやすゑの落葉に松虫のこゑうづもるる野へのあ
はれさ

『為忠集』117番

野虫

秋ながら落葉もしらぬ松虫の声うづもるる野への初霜
『草根集』3528番

(2) おなじ(寒蘆)

あはれなりみなとが原は冬枯にのこるますげもこほり
しめけり

『為忠集』163番

(寒草)

風わたるそがの川原の冬がれにのこるますげも露こほ
りつつ

『草根集』5122番

(3) 野径深雪

雪つめど鳥羽のかよひぢ道ぞあるひまなくやりし小車
のあと

『為忠集』170番

野径深雪

うづめども淀野の雪に道ぞある暁ありしを車のあと

『草根集』6027番

(1)では「秋」「落ち葉」「松虫のこゑうづもるる野へ」が、また(2)は「(みなとが)原」「冬枯にのこるますげ」「こほり(しめけり)」,(3)は「雪」「道ぞある」「小車のあと」が一致する。そして、こういった表現をもつ歌が他に見当たらないということも、この際、重要であろう。つまり、上に挙げた『為忠集』歌と『草根集』歌の対は、どちらか一方が他方の本歌であるという、直接の影響関係があると見做されるのである。

4 それでは、『為忠集』歌が『草根集』歌の本歌になったのであろうか。それとも、その逆なのか。仮に、「為忠」が正徹の歌の表現を採ったとするならば、「為忠」は、少なくとも正徹と同時代以降の歌人ということになる。そこで、室町時代の私家集に焦点を絞って調べてい

くと、『為忠集』中の一首と酷似した歌が、桜井基佐(1509年存命)の家集に存することがわかった。

.....にしのかたをみれば、あさがほのあさまだき
より露ふかくさきいでければ、よめりける

世中のはかなき事はあさがほのただ一ときとしらせて
しかな

『為忠集』114番

.....夜明けければ庭にいでて見けるに、まがきにあ
さがほの花うるはしく咲きみだるを見て、すずりをよせ
てかくよみ侍り

世の中のはかなき事は朝顔のただ一時の花としらずや

『基佐集』121番

基佐は、なんと、かの正徹の弟子である。上に挙げた2首の歌は、その詠歌状況の共通性から見ても、本来同一であった可能性が指摘しうるであろう。さらに、『為忠集』と『基佐集』には、一連の歌群の詞書(歌題)が一致する箇所が、多数見出される。とすれば、彼らの間に交友関係があったと見做しても、あながち的はずれではあるまい。

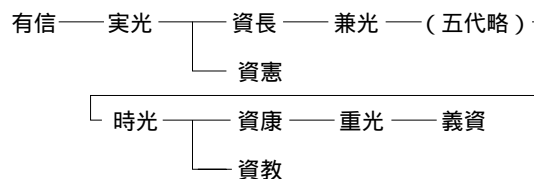
「為忠」を室町期の歌人と想定すると、これまで未詳とされてきた『為忠集』の詞書に登場する人物の出自を、いくらか明らかにすることができる。ここでは、「三位よしすけ」を紹介しよう。

三位よしすけの家にて、かんだちめ殿上人よりて歌
よみはんべりけるに、恋の十首の中に

おもひかけていはんもつらし玉の緒のあはずはなげの
こころばかりを

『為忠集』203番

「三位」になった「よしすけ」を『公卿補任』によって検すると、藤原義資という人物が浮かび上がる。



義資は、応永26(1419)年4月10日に参議正四位上となり、永享6(1434)年6月9日、権中納言正三位で薨じた。永享6(1434)年2月には、足利義教の子、義勝の誕生によって、足利將軍家の外戚としての権力をつかみかけるが、そのわずか四ヶ月後、邸に侵入した盗人により殺害されたという。享年38歳(『公卿補任』)。さて、彼は、公卿となった応永26年に従三位となり(12月5日)、それから亡くなるまでの15年間、ずっと三位であった。為忠が、義資宅における上達部・殿上人の歌会に参上したのは、この間のことであったと推察される。このように、『為忠集』の詞書に見える人物を室町時代に見出せた*4ことは、ひるがえって、「為忠」が室町期の歌人であるという仮説の、ほぼ確実な傍証となるであろう。

これまで、「三位よしすけ」が『為忠集』の成立年代の決め手として注目されるに至らなかったのは、やはり、この家集が当初、平安末期の大原三寂の父「為忠」の集に比定されてしまったことにあるように思われる。後に、鎌倉中期頃に成立を引き下げる説が出たにしろ、この一人の歌人の人物考証をするにあたり、その調査範囲を室町期にまで広げてみようという発想は、案外、もちにくいものである。計算機による類似歌発見は、このような和歌研究における時代の垣根を取り払う手助けをしてくれたと言えよう。

5 『為忠集』に見える次の歌は、これまで、助動詞「た」の比較的古い用例とされてきた*5。

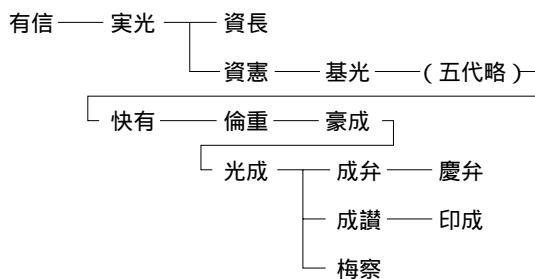
帰雁
とききぬと古郷さしてかへる雁こぞきた*6みちへまた
むかふなり
『為忠集』18番

だが、これまで述べてきたように、『為忠集』が室町期の私家集であることが明らかになった以上、今後、この用例の扱いをめぐる、事典類の書き換えも行われなければならないであろう。

室町時代の「為忠」という歌人については、今のところ、『為忠集』以外の手がかりはなく、従って、出自さえ未詳という他はない。とはいえ、『為忠集』の内部徴証から、「為忠」が十五世紀の歌人であることを明らかにできたことは、一応の成果と言えるであろう。しかも、その年代推定に要した日数は、わずか3日であった。それというのも、個々の『為忠集』歌と類似する表現をもつ歌を博捜する際に、計算機を用いることで検索の労力を減らし、その分、検索結果の考察に時間を費やすことができたためであろう。だが一方で、計算機が検索結果を次々と提示するため、それらを吟味する筆者の疲労は、かなりのものであった。今後は、こういった点を考慮しつつ、うまく計算機とつきあいながら研究を進める必要があるだろう。ともあれ、計算機を使った和歌の類似表現の追跡が、成立年代未詳の私家集の年代推定にまでつながったという事例をひとつ、ご報告した次第である。

注

- *1 『和歌文学大事典』(明治書院, 昭和37年11月)「為忠 丹後守」の項(久曾神昇氏)
- *2 「丹後守為忠をめぐる」(『文学・語学』13, 昭和34年9月。後に『平安後期歌人伝の研究』(笠間叢書100, 昭和53年10月)所収。
- *3 『俊成卿女の研究』「第十二章 為忠家集と俊成卿女」(桜楓社, 昭和51年11月)
- *4 他にも、『為忠集』103番, 220番に登場する「按察公」は、次の系図に見える豪成, 光成, 成弁, 慶弁, 印成のいずれかであることが推定される。『尊卑分脈』によると、彼らは代々「按察公」と称されていたらしい。



ちなみに、上系図の資長から数えて十一代目が、先に指摘した藤原義資である。また、『為忠集』24番の「按察公」は、『新編国歌大観』の校訂を経た本文であって、底本には「梅察公」とあるが、しかして、上系図にその名が見出せる点には、特に注意を払うべきであろう。

- *5 『国語学研究事典』(佐藤喜代治氏編, 明治書院, 昭和52年11月)「過去・完了の助動詞」の項(佐藤武義氏), 岩波講座『日本文学史』第4巻「変革期の文学I」(久保田淳氏他編, 岩波書店, 1996年3月)「古代語から中世語へ」(山口明穂氏)など。
- *6 「来た」と「北」との掛詞になっている。

(B02「伝承と受容(日本)」班)